

意見書

令和2年9月2日

郵政民営化委員会事務局 御中

全国郵便局長会

郵政民営化に関する意見募集について、以下のとおり意見を提出いたします。

1 これまでの郵政民営化に対する評価

まずは、今回のかんぽの不適正営業につきまして、多くの郵便局利用者の皆様方に多大なご心配とご迷惑をお掛けしていることにつきまして心からお詫びを申し上げます。

郵便局は、これまで「地域のお客さまからの信頼」を拠り所にここまで存続してまいりましただけに、今回のお客さまからの信頼を大きく失墜する不祥事につきましては、郵便局を預かる責任者として断腸の思いであります。

今後、お客様と直接接する私どもが先頭に立ち、失墜した信頼の回復に全力で取り組んで参る所存であります。

さて、郵政事業が民営化されて13年が経過しようとしています。

民営化当初、会社が分かれたために改修した郵便局用のシステムで大規模な障害が発生するなど、郵便局をご利用いただいている地域の皆さまに、大変なご迷惑をおかけしました。

まさに分社化による弊害が露呈したところですが、平成24年の改正郵政民営化法の成立、施行により「5社体制から4社体制への変更による分社化の弊害の是正」や「郵便局における金融のユニバーサルサービスの義務化」などが実現され、問題点は解消されつつあると認識しております。

しかしながら、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」という同法の基本理念を実現するためには、現行水準の郵便局ネットワークを維持した上で、積極的に活用することが必要であり、「日本郵政グループの一体経営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」や「ユニバーサルコストの負担」等について、さらなる検討と環境整備が必要不可欠と考えます。

また、我が国では、少子化、高齢化が急速に進行するとともに、大都市圏への人口集中とそれ以外の地域での過疎化が大きな社会問題となっています。このような中で、地

方では人口減少に伴い、生活インフラである金融機関、農業協同組合、ガソリンスタンドや商店が撤退を余儀なくされ、それに伴い学校、市町村役場の支所といった公共施設までもが廃止される状況となっており、これら地域にお住まいの方が日常生活を維持していく上で大きな障害となりつつあります。

さらに、昨年から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会生活への影響は計り知れない状況となっています。

郵政民営化委員会におかれましては、郵政サービスの提供はもとより、このような状況を踏まえて郵便局が担い果たすべき社会的責務とそのための環境整備等について議論を深めていただくことを願う次第です。

2 今後の郵政民営化への期待

前記1の評価を踏まえ、国民が共有する社会インフラである郵便局を活用した「地方創生の取組み」と「郵政事業の健全経営と郵便局ネットワーク維持の取組み」の実施をお願いします。

具体的に期待する内容は以下のとおりです。

① 地方創生の取組み

郵便局は、地域社会の維持・発展と地域住民の利便向上に貢献しながら地域で存立していかなければなりません。

そのためには、地方公共団体事務の受託、地方移住、各地域での特産品などの新事業創出、各地域の魅力ある観光資源の掘り起しによる観光客の誘致、各地域での新サービスの開発等について、地方公共団体や地域の団体・NPO法人・企業等と密接に連携し、取り組んでいきたいと考えていることから政府においても地方創生に資する郵便局の活用を検討していただきたい。

(1) 地方公共団体事務の受託の取組み

現在、日本郵便株式会社は地方公共団体の支所業務の受託を推進しており、長野県泰阜村、石川県加賀市、福島県二本松市から受託しています。

支所業務の受託は、業務を受託する郵便局だけでなく、地方公共団体にとっても行政サービスの効率的な提供、そして地域住民には利便向上などのメリットがありますが、関係法令により公務員でなければ提供できない業務も残っており「郵便局で取り扱えない業務」「郵便局では代理人では申請できない業務」があり、未だに地域の方々にご不便を強いています。

地域住民の方々の利便向上のために、支所で扱っている全業務を郵便局で扱えるように法改正等を実施していただきたい。

(2) 地方移住の取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、いわゆる「三密」を避ける新しい

生活様式の定着が求められていることから、ＩＣＴ技術を活用したリモートワーク、テレワーク等の在宅勤務が定着しつつあります。また、住む場所自体も勤務するオフィスに近い大都市近郊から地方へ移り住む（地方移住）という流れも出始めています。

しかし、地方に移住、定住を希望される方々にとって、生活する上で必要な郵便・物流や金融といった基礎的なサービスが提供されていることは大変重要であり、郵便局は全国津々浦々に設置された２万４千のネットワークを通じ、その役割を果たしている存在であります。

また、移住先の決定に際しては、当該地域の生活情報の入手が欠かせませんが、こういった情報についても、当該地域の生活情報に詳しい郵便局が、地方公共団体やＮＰＯ法人等と情報共有し、希望者に提供することによって、安心して移住していただくことが可能となりますので、地方移住促進について政府においても郵便局の活用を検討していただきたい。

(3) 各地域での特産品の開発・販売などの新事業創出等の取組み

地元情報に精通している郵便局の強みを活かし、地方公共団体や農業協同組合、漁業協同組合などと協力し、魅力ある地域の特産品の開発や生産、配送、販売に至るまで共同で企画し、ふるさと納税の際の返礼品としての活用等を通じての地方公共団体の税收確保や農業、漁業に従事する方々の収益確保、そして地域における働く場の拡大、雇用増に結び付けることのお手伝いができると考えていますので、政府においても郵便局の活用を検討していただきたい。

(4) 各地域の魅力ある観光資源の掘り起しによる観光客の誘致の取組み

日本各地には魅力ある観光資源があります。しかし、生まれ育った地域で暮らしている方にとっては見慣れているため魅力に気づかないこともあります。地元以外の方から見た場合に大変魅力溢れる行事や風景ということもあります。全国津々浦々に設置された郵便局が全国ネットの組織であるという強みを活かし、地方公共団体や観光協会、地域のオピニオンリーダー等と連携しつつ、当該地域独自の隠れた魅力ある観光資源を掘り起し、地域に観光客を誘致し、地域経済の活性化に貢献する取り組みを行っていきたいと考えていますので政府としても支援・協力していただきたい。

(5) 各地域での新サービスの開発の取組み

全国各地において、地方公共団体が行っているサービスの代行や各地域の住民のニーズ（例：高齢者の見守り、買い物代行、病院・スーパーへの送迎、お墓の清掃、空き家の管理等）を掘り起し、簡便かつ適正な料金で利用できる新サービスの開発を図る取り組みを行っていきたいので、政府として必要に応じて支援をお願いしたい。

② 郵政事業の健全経営と郵便局ネットワーク維持の取組み

郵便局が全国各地においてサービスを展開し、「地域の拠点であり続けてほしい」との地域の要望に応え役割を果たしていくための礎は、全国津々浦々に設置されている郵便局のネットワークであり、郵政事業の健全な経営の下で、現在の郵便局ネットワーク水準を維持していくことが必要です。

そのためには、時代に合ったサービスの改正や規制緩和の下での適正かつ安定した収益確保のための態勢の構築が重要ですので、以下の事項について取り組んでいただきたい。

(1) 郵便の配達頻度、送達日数等に関する制度改正の実現等

郵便局は、地域に密着した「安心、安全、交流の拠点」であり、特に、地方の過疎化、高齢化が進む中にあることは、郵便局ネットワークおよび配達ネットワークを維持していくことが重要です。

現在、日本郵便で検討中の「郵便の配達頻度、送達日数等の見直し」は、雇用情勢（集配関係職員確保の困難性、雇用賃金の上昇等）や新型コロナウイルス感染症の影響によるオンラインショッピングの増加等の社会状況を踏まえ、ユニバーサルサービスである郵便サービスを将来にわたって安定的に提供するために必要な措置であり、働きやすい環境を整備し労働力確保難に対処することが急務となっておりますので、速やかな制度改正をお願いします。

また、公共的な事項を報道、論議することを目的とした定期刊行物等を内容とする第三種郵便物及び盲人用、植物種子等栽植用、蚕種の繁殖用等のものを内容とする第四種郵便物については、極めて公共性が高いにもかかわらず、料金が低く設定されています。

一民間企業である日本郵便がこれを提供することは、「適正な利潤を含むもの」とは言い難いと考えますので、第三種郵便物、第四種郵便物制度の廃止や国による補助金制度の創設等を含め検討いただきたい。

(2) 金融２社への上乗せ規制の撤廃

金融２社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）については、他の金融機関と同様に各業法に則り業務を行っていますが、日本郵政の株式の一部を国が保有しているという事のみで、金融２社の株式を日本郵政が保有している間は、他の金融機関等がない法的規制、いわゆる上乗せ規制が設けられています。

金融２社が行う、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務について他の金融機関と同様に速やかに認可いただけるようにするために、上乗せ規制を直ちに撤廃し、公平な条件としていただきたい。

また、日本郵政株式会社株の売却益は、東日本大震災被災地への復興財源に充てられることから、郵政グループの企業価値を高めるためにも、「いわゆる上乗せ

規制」を早期に撤廃し経営の自由度を高めていただきたい。

(3) 郵便局ネットワーク維持の支援のための拠出金・交付金制度の対象範囲の拡充等

現在の拠出金・交付金は、郵政事業のユニバーサルサービスを利用できることを確保するために「不可欠な」費用の額とされていますが、例えば、郵便局舎に係る減価償却費が含まれていないなど、ユニバーサルサービスの提供に必要な費用の一部は対象となっておらず、その対象範囲を拡充すべきです。

また、人件費等に係る各業務への按分が、各業務に実際に要する額と異なっており、関連保険会社の拠出金額が過小となっていることから、按分方法を適切なものとすべきです。減少を続けるかんぽ生命の保有契約は更に減少することが見込まれることから、差異は拡大する可能性が高く、早急に対応していただきたい。

(4) 金融のユニバーサルサービスを維持するための関連銀行及び関連保険会社からの委託手数料の確保

業務区分別収支によれば、2019年度の日本郵便の第三号業務は86億円の赤字となっていますが、一方で、2019年度のかんぽ生命の純利益は1,506億円（前期比302億円増）に上っており、委託元と受託先との間で収益・費用配分が適切にされていない恐れがありますので、手数料体系の適切な見直しを行うべきです。

(5) ユニバーサルサービスの維持コスト

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社の2社は法律によって「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。」とされ、また、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。」とされています。さらに、政府は、前記の「責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

しかしながら、現状はこれにかかる財政的負荷（コスト）を2社に負担させている状態です。

国として郵政2社に全国津々浦々へのユニバーサルサービス提供を義務付けるならば利用者側（国）の合理的なコストの負担を検討いただきたい。

(6) 郵政事業の一体経営の確保について

今まで郵便・ゆうちょ・かんぽの3事業を一体として郵便局ネットワークを通じて、ユニバーサルサービスとして提供してきたところであり、今後も郵便局において3事業一体として提供していくべきと考えています。

郵政事業が健全かつ安定的に運営されるためにも、日本郵政の下、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の3社が「郵便局が地域を守る」との強い思いを共有し、一体となって経営に当たることが必須と考えます。

現在の法律の下では、将来的にはゆうちょ銀行とかんぽ生命保険は日本郵政との資本関係がなくなる仕組みとなっていることから、日本郵政又は日本郵便による、一定数のゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の保有等、一体経営を担保する仕組みについて検討していただきたい。

3 その他

地域住民から郵便局へ次のようなサービスの提供について要望が多く届いており、利便性向上の観点から実現すべきと考えております。

① 郵便局での相続やローン、資産運用に関する相談などのサービスの提供

② 民営化以前のように外務職員による金融サービスの提供

（高齢者は、郵便局に出向くこともままならず、特に少子化、高齢化、過疎化が進むことで、民間金融機関が撤退している地域で必要性が増しています。）

③ 安心・安全・交流の拠点

過疎化、少子化、高齢化が進む地域においては、郵便局は郵政事業のみならず、安心（見守り、ヘルスケアなど）、安全（防災など）、交流（コミュニティ活動など）の拠点として期待されている。

④ 地域の拠点としての生活相談窓口。